

平成30年3月20日  
航空局安全部運航安全課

## 無人航空機の飛行許可・承認手続のオンラインサービスを開始

～手続がより便利になります～

国土交通省は4月2日より、航空法に基づく無人航空機の飛行許可・承認手続の利便性向上のためオンラインサービスを開始します。

近年急速に普及が進むいわゆるドローンなどの無人航空機については、その安全性を確保するために、平成27年12月より航空法に基づき飛行空域及び飛行方法を規制しています。

例えば、空港等の周辺や人又は家屋が密集している地域の上空を飛行する場合には、国土交通大臣の許可が必要となり、夜間や目視外等で飛行を行う場合には国土交通大臣の承認が必要となります。

これらの許可・承認手続は、飛行する地域に応じ定められた地方航空局又は空港事務所等に行っていますが、申請書の記載漏れ等により、申請者と審査側とでやりとりが生じ、手続に時間がかかっているとの声も寄せられています。

一方で、許可・承認手続の件数は急速に増加し、平成29年はその前年と比べ約1.5倍の件数の許可承認手続を行っており、今後も一層増加することが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、航空局では当該手続の利便性向上や円滑化に向けて、平成30年度(4月2日)よりオンラインサービスを開始することとしました。

オンラインサービスの利用により、申請者の方は場所や時間を選ばず申請が可能となるほか、質問に答えていくと申請書が自動で作成されるため、簡単にかつ確実に申請ができスムーズに手続が進むなど多くの利点があります。

### 【お問い合わせ先】

航空局安全部運航安全課 藏、宮川、河本  
代表 03-5253-8111(50111、48687、48675)  
直通 03-5253-8737 FAX: 03-5253-1661

# ドローン(無人航空機)の飛行許可手続きがオンラインで可能になります！



航空局では無人航空機の飛行許可承認手続きをオンラインで便利でできるように、ドローン情報基盤システム(DIPS)を整備し、平成30年4月2日からオンラインサービスを開始します！

## DIPSのメリット

### 24時間、365日手続き可能

インターネットを使った方法なので、いつでもどこからでも手続きができます。

### 初めての方でも安心

質問形式で申請を進めるので、初めての方も安心して利用できます。

### 紙書類は必要なし

手続きに必要な書類は全て電子的に提出できます。実績報告も電子で可能！

## まずはDIPSのHPにアクセス！

### STEP 1 : 準備

#### ①専用HPにアクセス・ID取得

- ・DIPS専用HPにアクセス (<https://www.dips.mlit.go.jp/>)
- ・右画面○をクリックし、申請者の氏名・住所・メールアドレス等の基本情報を入力しIDを取得

#### ②機体・操縦者の情報を入力

右画面○をクリックし、飛行に使用する機体の情報(機体名称・写真等)や操縦者の飛行経歴等を入力



### STEP 2 : 申請書の作成・送信 → 許可書の受領

#### ①質問に答えて申請書を作成

- ・画面の質問(飛行目的、場所など)に答えていくと、申請書が自動で作成・表示
- ・申請書の内容を確認し「申請ボタン」をクリック

#### ②許可書のダウンロード

- ・航空局からの記載不備等の指摘を踏まえ、申請内容を適宜修正し再送信
- ・審査完了通知のメールがきたら、許可書をダウンロード

#### 画面イメージ

飛行の目的は何ですか(複数選択可能)

(1) 業務			
<input checked="" type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配
<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス		
<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等	<input type="checkbox"/> その他	

質問に答えていくと

申請書が自動で作成

#### 画面イメージ

申請書

クリック！  
申請する